

毎月勤労統計調査の共通事業所の実質賃金変化率の算出等に関する予備的調査 (西村智奈美君外 39 名提出、令和元年衆予調第 2 号) についての報告書の概要

参考資料 2

令和元年 8 月 衆議院調査局

【第 1 予備的調査命令書及び予備的調査要請書】

○予備的調査命令書 (略)

○予備的調査要請書

一. 件名 (略)

二. 予備的調査の目的

(略) 以上の観点に立って、毎月勤労統計調査 2018 年 1 月分から 12 月分の結果確報における共通事業所の実質賃金変化率の算出などの予備的調査を行うこととする。

三. 予備的調査の具体的内容 (第 3 調査結果において記載)

【第 2 調査対象等について】

1 調査対象等について

(1) 毎月勤労統計の概要

毎月勤労統計は、統計法に基づく基幹統計であり、我が国の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としている。毎月勤労統計の賃金の概念、算出方法等については、第 3 の 1 (1) 及び (2) において整理している。

(2) 共通事業所集計値の公表

厚生労働省は、平成 30 年 1 月分からローテーション・サンプリングを導入するとともに、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査事業所 (共通事業所) に限定した集計を行い、前年同月比の参考提供を開始した。

統計委員会は、厚生労働省からローテーション・サンプリングへの移行状況について説明を受け、情報提供の充実等の要請を行った。これらの共通事業所に関する統計委員会から厚生労働省への要請とその対応状況については、第 3 の 1 (5) において整理している。

(3) 本予備的調査で用いる毎月勤労統計の数値

厚生労働省は、毎月勤労統計調査において、本来「500 人以上規模の事業所」については全数調査すべきところ、東京都においては抽出調査を行い、行うべき復元を行っていなかったが、復元に必要なデータ等が存在する平成 24 年以降について復元して「再集計値」として公表した。また、令和元年 5 月 31 日に再集計値の一部を訂正した。第 3 の 2 では、訂正後の再集計値を用いている。

(4) 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会

厚生労働省は、共通事業所の賃金の集計値については、統計ユーザーの多様なニーズに対応するため実質賃金も示すことを求める意見がみられる一方、実質賃金を示すためには共通事業所の集計値の特性に起因する課題など様々な論点が存在するとして、統計的な観点からの専門家による検討の場を設け、課題を整理することとし、平成 31 年 2 月から「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」を開催している。同検討会では、①「本系列」と比較した「共通事業所」の集計値の特性、②「共通事業所」の賃金の集計値の指数化をめぐる論点、③「共通事業所」の賃金の対前年同月比の実質化をめぐる論点を中心に検討するとし、同年 3 月 29 日には、中間的整理を取りまとめ、公表した。

2 調査方法

本予備的調査報告書は、公表資料を調査するとともに、厚生労働省に資料の提出を要請し、要請に即して数値の計算等を行った結果を取りまとめたものである。毎月勤労統計の作成者は厚生労働大臣であり、衆議院調査局は、毎月勤労統計としての共通事業所の実質賃金変化率を算出することはできないが、統計ユーザーとしての立場から、毎月勤労統計として現在公表されているデータを利用して数値の計算を行った。ただし、共通事業所の名目賃金は、本系列に比べサンプルサイズが小さくなることに留意が必要との注記された参考資料であり、本予備的調査の計算は、これを踏まえた上で、共通事業所のデータを機械的に算式に当てはめたものである。また、厚生労働省の検討会においては、既に公表されている名目値も含めた共通事業所の集計値の特性に起因する課題等について検討されていることに留意する必要がある。なお、厚生労働大臣が統計作成者と統計ユーザーに関して発言した衆議院予算委員会の議事録を掲載。

【第3 調査結果】

1 毎月勤労統計の実質賃金変化率の意義及びこれまでの算出方法などの考え方の整理

(1) 実質賃金の概念や実質賃金変化率の算出方法、(2) 名目賃金と名目賃金指数の概念や違い、(3) これまでの本系列における実質賃金変化率の算出方法と名目賃金額と物価指数から算出する実質賃金変化率(以下「本調査で用いる算出方法」という。)との違い、(4) 共通事業所の実質賃金の対前年変化率の算出の可否、(5) 統計委員会の要請への対応状況を整理

(1) 毎月勤労統計では、実質賃金の前年同月比を次の算式によって作成している。 実質賃金の前年同月比(%) = $\left(\frac{\text{本月の実質賃金指数}}{\text{前年同月の実質賃金指数}} - 1 \right) \times 100$

各月の実質賃金指数は、次の算式によって作成している。 各月の実質賃金指数 = $\frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{各月の CPI}} \times 100$ CPI: 消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)

(2) 毎月勤労統計では、各月の名目賃金指数を次の算式によって作成している。 各月の名目賃金指数 = $\frac{\text{各月の名目賃金の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$ 基準数値: 特定の年の名目賃金の平均

指数は、従来、①基準年の変更、②抽出替え、③常用労働者数のベンチマーク更新で遡及改訂されていた。名目賃金額は絶対的水準を表す実数値であり、改訂は行われない。平成30年1月分以降は、②及び③については賃金及び労働時間指数の改訂を行わないこととされた。このため、平成30年1月分以降の名目賃金額は、名目賃金指数と同じ動きをすることになる。

(3) 本予備的調査の要請においては、名目賃金額と物価指数から算出する実質賃金変化率を「本調査で用いる算出方法」とし、2(1)でこの方法により共通事業所の実質賃金変化率を算出することが要請されている。このため、名目賃金の実数を用いる算式となるように、本系列の実質賃金の前年同月比の算式を、実質賃金指数の算式と名目賃金指数の

算式により変形すると、①実質賃金の前年同月比(%) = $\left(\frac{\frac{\text{本月の名目賃金の実数}}{\text{本月の CPI}}}{\frac{\text{前年同月の名目賃金の実数}}{\text{前年同月の CPI}}} - 1 \right) \times 100$ となる。

また、共通事業所の名目賃金の前年同月比は、指数を用いずに実数から算出されていることから、名目賃金の前年同月比を用いる算式も「本調査で用いる算出方法」に該当すると考えられる。このため、名目賃金の前年同月比を用いる算式となるように、本系列における実質賃金の前年同月比の算式を変形すると、

②実質賃金の前年同月比(%) = $\left(\frac{\text{名目賃金の前年同月比}(\%) + 100}{\text{CPIの前年同月比}(\%) + 100} - 1 \right) \times 100$ となる。

①式又は②式から計算する値は、本系列における算式から算出する値と数式上は等しくなるが、本系列の算出過程では端数処理をした数値を用いているため、それぞれの数式から計算する数値とは、必ずしも一致しない。

(4) 共通事業所の実質賃金の前年比や名目賃金の前年比を公表していない理由について、厚生労働省に確認し、その回答を記載。西村統計委員会委員長が発言しているように、共通事業所の集計値を景気指標として同一の事業所の平均賃金の変化を見るためのものであると捉えると、共通事業所の前年比とは、前年及び本年の2年を通じて回答があった事業所の平均賃金の前年比を計算するものと考えられる。しかし、厚生労働省の回答によると、比較可能となる標本の大きさが十分確保できるかといった統計上の課題があり、2年を通じて回答があった共通事業所の名目賃金の実数の年平均や前年比は公表されていない。公表されている資料からは、共通事業所の実質賃金の対前年変化率を計算することはできない。

(5) 共通事業所に関して、統計委員会から厚生労働省に要請した事項を整理し、その対応状況についての厚生労働省からの回答を掲載。

2 共通事業所系列の実質賃金変化率の算出など

- (1) 本調査で用いる算出方法による共通事業所系列の実質賃金変化率(対前年同月比及び対前年同月比の平均値)の算出
- (2) 本系列の過去の実質賃金変化率について、厚生労働省が公表している数値と本調査で用いる算出方法による数値との比較

(1) 共通事業所の実質賃金変化率については、明石順平弁護士、鈴木準株式会社大和総研政策調査部長などが、公表されている共通事業所の名目賃金のデータと消費者物価指数を使って計算している。同様に、本予備的調査では、公表されているデータを利用し、要請に即して計算を行った。具体的には、本予備的調査要請書の調査目的及び具体的内容を踏まえ、平成30年1月から12月の各月について、1(3)で示した①式及び②式に、共通事業所の名目賃金の実数又は前年同月比等を当てはめて計算した。ただし、毎月勤労統計で現在公表されている共通事業所の名目賃金は、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要との注記された参考資料であり、本予備的調査の計算は、これを踏まえた上で、機械的に当てはめたものである。また、厚生労働省の検討会においては、既に公表されている名目値も含めた共通事業所の集計値の特性に起因する課題等について検討されていることに留意する必要がある。計算の結果は以下の表のとおりである。

①式による共通事業所の実質賃金の前年同月比の計算

	本月の名目賃金の実数(円)	前年同月の名目賃金の実数(円)	本月のCPI(H27=100)	前年同月のCPI(H27=100)	実質賃金の前年同月比(%) (計算結果)
H30.1	277,697	276,964	101.7	100.0	-1.4
H30.2	268,842	266,618	101.7	99.9	-1.0
H30.3	288,135	284,826	101.3	100.0	-0.1
H30.4	281,553	280,402	101.2	100.4	-0.4
H30.5	277,302	276,408	101.4	100.6	-0.5
H30.6	451,154	445,035	101.2	100.4	0.6
H30.7	380,053	377,376	101.3	100.2	-0.4
H30.8	277,196	274,842	102.0	100.5	-0.6
H30.9	270,798	270,524	102.2	100.8	-1.3
H30.10	273,194	270,719	102.5	100.8	-0.8
H30.11	286,335	283,603	102.2	101.2	0.0
H30.12	575,972	564,652	101.9	101.5	1.6

②式による共通事業所の実質賃金の前年同月比の計算

	名目賃金の前年同月比(%)	CPIの前年同月比(%)	実質賃金の前年同月比(%) (計算結果)
H30.1	0.3	1.7	-1.4
H30.2	0.8	1.8	-1.0
H30.3	1.2	1.3	-0.1
H30.4	0.4	0.8	-0.4
H30.5	0.3	0.8	-0.5
H30.6	1.4	0.8	0.6
H30.7	0.7	1.1	-0.4
H30.8	0.9	1.5	-0.6
H30.9	0.1	1.4	-1.3
H30.10	0.9	1.7	-0.8
H30.11	1.0	1.0	0.0
H30.12	2.0	0.3	1.7

本予備的調査の要請に即して、①式及び②式で機械的に計算した平成30年の各月の実質賃金の前年同月比を単純平均することとするが、共通事業所は、月ごとに対象事業所群が異なる。そのため、各月の実質賃金の前年同月比の単純平均は、前年及び本年の2年を通じて回答があった同一の共通事業所の前年から本年への平均賃金の変化を見るものとなっていないことに留意が必要である。また、本系列の実質賃金の年平均の算出方法とも異なるものである。

その上で、①式と②式により計算した各月分の結果(端数処理を行った数値)を単純に平均した値は、いずれも-0.4%となる。ただし、端数処理前の数値により単純平均すると、①式では-0.35%、②式では-0.34%となり、これを小数第1位までで表章すると、それぞれ-0.4%、-0.3%となる。このように端数処理によって数値が異なり得るため、幅を持って見る必要がある。

(2) 本予備的調査の要請に従い、①式及び②式を用いて、本系列の過去の実質賃金の前年同月比を計算し、公表値との比較を行った。その結果、公表値と計算値において-0.2~+0.1%ポイントの差が生じている。これらの差は、計算過程の端数処理によるものと考えられる。例えば、平成30年9月で①式による計算値との差で比較すると、実質賃金の前年同月比の公表値-0.6%(端数処理後の数値)は、名目賃金指数の公表値85.8をCPIの公表値102.2で除した後に100を乗じて端数処理をした実質賃金指数の公表値84.0と、同様に公表値を使い算出された平成29年9月の公表値84.5から算出されている。この計算過程で端数処理を行わずに計算すると-0.757...%となり、公表値との差は-0.2%ポイントの差となる。

3 共通事業所系列の実質賃金の留意点の整理など

- (1) 共通事業所系列の実質賃金の特性、データの偏り、誤差、実態の実質賃金との乖離状況など、データ利用上の留意点の整理
- (2) 統計委員会が求める景気指標としての賃金変化率との関係

(1) ア 厚生労働省のこれまでの説明

【メリット】・継続標本による前年同月比は、標本交替やウエイト変更による断層を回避できる。
・賃金変化率を捉えやすい。

【デメリット】・継続標本は、新設事業所の影響が反映されていない（標本に偏りがある）。
・標本数が小さくなるため、標本誤差が大きくなる。

イ 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会の中間的整理

- ・サンプルに偏りがあり、結果の精度に影響を与えている可能性がある。
- ・一定のバイアスがある可能性がある（本系列と比較して、賃金額が相対的に高い可能性があるなど）。
- ・標本数が少なくなるため、標本誤差が大きくなる など。

なお、さらに検討すべき課題を整理。

ウ 有識者の意見

- ・鈴木準氏（株式会社大和総研政策調査部長）は、継続的に調査しているサンプルの伸び率でしかなく、世の中全体の賃金ではない旨を衆議院予算委員会公聴会で発言。
- ・川口大司氏（東京大学大学院経済学研究科教授）は、共通事業所の賃金の伸びが全体の伸びと比べて高いか低いかわからない問題があり、過去の賃金の伸びと、例えば事業所のサバイバル確率の検証の必要がある旨を参議院予算委員会公聴会で発言。
- ・明石順平氏（弁護士）は、サンプル数が少ない等の問題点があるのは確かであるが、統計委員会で議論が済んでいる旨を著書に記している。

(2) 統計委員会の報告書や西村統計委員会委員長の説明を踏まえると、統計委員会が求める景気指標としての賃金変化率は、実感に一番近いものとしての同一事業所の変化率であり、従来公表してきた系列に加えて景気判断指標としてよりふさわしい指標の充実を図るものとしていること、また、「一時点での経済状況の指標としては多少のバイアスがあったとしても、実感にあった景気変動をとらえたいというニーズに応えるものとして有用である」としていることから、共通事業所の特性として指摘されていることについて、一定程度は前提にしていると考えられる。

他方で、西村統計委員会委員長は、共通事業所の賃金の実質化について、誤差を定量的に分析してどこまで考慮するかというのは、統計作成者である厚生労働省の判断であり、その際には、透明性を確保するために十分な情報提供がされることが重要である旨を衆議院総務委員会で説明をしている。

なお、西村統計委員会委員長は、実質賃金は加工されて得られる分析データであり、統計作成者（厚生労働省）の判断で作成されているとして、統計委員会としては、審議の対象に位置づけられていないと認識しているとし、個人的な意見としては、利用者の用途に応じていろいろな実質賃金の系列があることは望ましいと、衆議院予算委員会及び総務委員会で述べている。